

注 文 書

- 1 契約番号 2026000346

- 2 件 名 自動体外式除細動器（A E D）賃貸借（古川保健福祉プ
ラザ外）

- 3 場 所 大崎市古川三日町二丁目5番1号 外

- 4 期 間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

- 5 別添書類
 - （1） 仕様書
 - （2） 参考明細書
 - （3） 物品調達における同等品による入札の取扱いについて

- 6 担 当 課 大崎市民生部健康推進課

仕 様 書

1 件 名 自動体外式除細動器（AED）賃貸借（古川保健福祉プラザ外2件）

2 納入場所及び台数

施設名	住所	台数
古川保健福祉プラザ	大崎市古川三日町二丁目5番1号	1台
松山保健福祉センター	大崎市松山千石字広田11番地	1台
鹿島台保健センター	大崎市鹿島台平渡字西要害12番地1	1台

2 契約期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日（60ヶ月）

3 納入期限 令和8年6月30日

4 賃借料の支払い 末日締め翌月末払い（60回）

5 機器仕様（1台当たり）

（1）構成品について

品目	内訳
AED本体	1台
バッテリー	1個
電極パッド	2枚2組（本体装着用，予備用）
収納用バッグ（キャリングケース）	1個
救急セット	1組（蘇生用マウスピース，タオル，ハサミ，カミソリ，グローブ）
取扱説明書	1冊
AED設置表示用ステッカー	1枚
日常点検票様式	一式

（2）機器の規格

①AED本体 ※納入する機器は新品であること

ア 非医療従事者向けとして「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく承認を受けている機器であること。

イ 日本版救急蘇生ガイドライン（2020年）に準拠した機器であること。

ウ 二相性波形除細動器であること。

エ 自動回路，バッテリー残量が低下すると音声あるいは画面等で容易に確認できること。

② A E D 付属品 ※納入する付属品は新品であること

ア 収納バックはA E D本体などを保護し屋外等への搬出もできること。

イ 救急セットは、収納用バック内又はバック外側に付属する収納袋に収納し、常時本体と一体で使用できること。

(3) 性能等

- ① セルフテスト機能を有し、セルフテストについては毎日実施され、不具合等が生じた場合は音や表示で警告するものであること。
- ② 本体の切替えスイッチまたは未就学児キー等により、1種類の電極パッドで小学生～大人と未就学児に対してA E Dが使用可能であること。
- ③ 液晶画面はA E D本体メーカーの純正品であることとし、使用方法の音声ガイド（日本語）機能のほか、音声ガイドと連動した液晶ディスプレイによる操作説明の機能を有すること。

(4) A E D 収納ボックス

上記納入場所には、下記のA E D収納ボックスを設置すること。

なお、収納ボックスについては、契約期間中、本仕様を満たし、正常に動作するものであれば、新品・中古は問わないものとする。

- ① 形式が壁掛け型またはスタンド型であること。
- ② 開放時鳴動防犯アラーム付であること。また、アラーム部品の電源は電池を利用し、別に電源工事は行わず、電池が容易に交換できること。
- ③ A E Dが収納されていることが容易に判り、内部のA E Dが使用可能か視認できるもの。
- ④ A E D及び付属品一式が収納可能であること。
- ⑤ 壁掛け型は、壁面への設置を行うこと。スタンド型は、自立式でアンカーボルトで床面固定はしないこと。

6 保証等

(1) 保証期間は、納入日から賃貸借契約満了日までとし、保証期間中における障害の対応及び故障・盗難・破損（故意及び使用者の重過失、天災等は除く）等による機器の交換・修繕等については、追加料金なしで実施すること。

(2) 消耗品（除細動パッド・本体バッテリー）の経年経過による定期交換については、受注者において、交換時期を管理するものとし、交換時期が到来した場合は遅滞なく無償で、使用期限前に設置場所に出向く又は送付すること。

また、設置場所及び発注者においても消耗品の交換時期がわかるような措置を講ずること。

- ① 電極パッド：導入後概ね2年後
- ② 本体バッテリー：導入後概ね3年～4年後

(3) A E Dを実際に使用した後の再設置及びセットアップ等に必要な消耗品の交換及

び作業等をすべて追加料金なしで実施すること。

- (4) その他の消耗品（AED設置表示ステッカー等）についても、経年劣化等により設置場所及び発注者から交換の依頼があった場合は、それらをすべて追加料金なしで実施すること。
- (5) 納入に際しては、あらかじめ各設置施設に日時を通知したうえで行い、当該施設の担当者の指示に従うこと。
- (6) 納入時に各設置施設において、職員等に対し使用方法の講習を行うこと。また、納入後、各設置施設の求めに応じて、当該施設の職員等に対して使用方法の講習を年1回程度行うこと。このとき実習用の機材一式については受託者が用意すること。なお、納入時の講習、年1回程度の講習の実施について、胸骨圧迫・人工呼吸の手順がAEDに付帯する簡易取扱説明書に図示され、その他に取扱説明書、取扱説明を同梱し、取扱説明の動画等を設けている場合は、講習会の実施に代えることも可とする。
- (7) 使用方法等の照会については、随時応じること。
- (8) 当該機器の添付文書に記載してある保守点検を実施すること。また、各設置施設からの要請があったときは随時点検（バッテリーパックの点検を含む）を行い、機器が正常に作動することを確認すること。
なお、当該機器は特定保守管理医療機器に該当するものであることから、保守点検については有資格者が行うこと。
- (9) 納入後、通常保管管理状態においてAED本体及び付属品等に故障又は破損等が発生した場合は、速やかに無償で修理又は交換を行うこと。
- (10) 貸借期間満了後、AED（付属品含む）の処分について無償で行うこと。ただし、発注者が新たに再契約をするときはこの限りではない。
- (11) 以上は全て賃借料に含まれていることとし、物品及びその他手続きにかかる一切の費用を含め、別途請求しないこと。
- (12) その他不明な点については、発注者と協議の上で定めるものとする。

8 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様

の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

9 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

10 三者契約について

三者契約も可とする。

なお、三者契約を行う場合は次のとおりとする。

- (1) 入札は、公告の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に記載のとおり業種、部門に登録のある業者が行うこと。
- (2) 第三者は大崎市の入札参加登録業者であること。
- (3) 公告の入札後審査郵送方式一般競争入札公告共通事項3（1）ウに記載のある書類のほか、第三者の入札参加登録通知書の写しを同封すること。

13 参考品

【AED】参考機種

日本光電 AED-3150

上記製品を基準とし、同等以上の製品も可とする。ただし、その場合は、別紙「物品調達における同等品による入札の取扱いについて」に基づき、必ず入札前に同等品の確認を受けること。

【収納ボックス】参考品番

《壁掛け型》

- ・日本光電工業 YZ-041H6

《スタンド型》

- ・日本光電工業 YZ-040H2
- ・三和製作所 908-572
- ・三和製作所 908-565

物品調達における同等品による入札の取扱いについて

平成29年11月9日
大崎市総務部財政課

市が発注する物品調達の入札(見積合わせを含む。)において、仕様書に参考品を示した上で、同等品による入札も認める場合は、次のように取り扱いますので、ご留意願います。

1 同等品の定義

物品調達の入札において、市が仕様書に示す参考品と同程度以上の品質、性能等を有するものとして認める物品をいいます。

2 同等品の確認方法

(1) 同等品により入札する場合は、現場説明調書等に示す質問の期限までに、メーカー名、品名、品番を記載した質問・回答書及びカタログの写しを持参又はFAXにより提出し、市の確認を受けてください。

なお「質問・回答書」の様式は大崎市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

大崎市公式ウェブサイト (<http://www.city.osaki.miyagi.jp>)

ホーム → 事業者向け → 入札・契約情報 → 入札・契約関連様式 → 物品調達

入札書など様式(入札書、委任状、質問・回答書、辞退届、見積書)

(2) 既に他の入札予定者が同等品確認の期限までに市の確認を得ている同等品により入札する場合は、自らの同等品確認の手続きを省略して入札することができます。

3 積算内訳書の提出

(1) 入札時に提出する積算内訳書は、原則として仕様書に規定する様式を使用してください。

(2) 参考品又は同等品のいずれによる入札であるかを確認するため、積算内訳書の備考欄に、参考品又は同等品の区分とメーカー名、品名、品番を必ず明記してください。

4 注意事項

(1) 参考品又は同等品ではない物品により入札し、落札した場合は、その物品の納入は認められませんので、原則として落札価格の範囲内で参考品又は同等品のいずれかを納入していただきます。

(2) (1)の場合で、落札者が参考品又は同等品のいずれも納入することができないときは、その入札を無効として落札決定を取消し、予定価格の範囲内で入札した他の者を落札者とすることがあります。

5 適用範囲及び適用日

(1) この取扱いは、物品調達の入札等において、特定の物品を調達する場合及び仕様書に物品の仕様概要のみを定めている場合は適用されません。

(2) この取扱いは、平成29年11月9日以降に入札公告又は指名通知する物品調達の入札(見積合わせを含む。)から適用します。